

令和6年度

西可見中学校PTA総会

総会要項

令和6年度 スローガン

深めよう 家族の絆 学校の輪
～子どもたちの笑顔のために～



R6年3月撮影

可見市立西可見中学校PTA

西可見中学校 PTA組織

本部役員会

会長(1名)・副会長(2名)・書記(1名)・会計(2名)

※副会長:2名(内1名は市P子育て委員会に参加)

※会計:2名のうち1名は教職員

事務局(教頭)

(会計監査…地区長会 委員長)

代議員会

本部役員
各地区長
各委員長・副委員長(どちらかが参加)

地区委員

地区長会(7地区)

【塩河・清水ヶ丘】 【愛岐ヶ丘】

【塩・坂戸・谷迫間・坂戸台・日本ランド・春美ヶ丘・つつじヶ丘】 【光陽台】

【矢戸・横市・美里ヶ丘・長洞・室原】 【長坂・古瀬・美濃田】 【若葉台】

生活委員会

委員長
副委員長
委員

環境委員会

委員長
副委員長
委員

広報委員会

委員長
副委員長
委員

専門委員会

令和5年度 西可児中学校PTA専門委員会事業報告書

活動内容	本部役員会(5名)	代議員会(15名)	地区長会(7名)	生活委員会(9名)	環境委員会(26名)	広報委員会(7名)
	事業の計画 円滑な推進 会員相互の協力促進	規約第17条による任務の遂行(総会にかわる決議機関)	地域への相互理解 役員の選出 地域との連絡役	校外補導 登下校の指導 通学路の点検	学校及び学習環境の充実と整備	会員及び地域の相互理解のための広報活動
4月	入学式・始業式 7日 第1回代議員会(含 本部役員会) 14日 PTA総会 21日	第1回代議員会 14日 PTA総会 21日	第1回代議員会(含 地区長会) 14日	春季特別巡回補導 第1回代議員会(長 or 副のみ) 14日 委員会 12日	第1回代議員会(長 or 副のみ) 14日 委員会 7日	第1回代議員会(長 or 副のみ) 14日 市広報誌づくり講習会(2名) 29日
5月			地域活動(花いっぱい運動)	朝の立証① 1日 朝の立証② 15日 愛の一声運動 11日		
6月	協友祭 2日 県P定期大会(3名) 8日 市P研究大会(2名) 24日			朝の立哨① 1日 朝の立哨② 15日 委員会 16日 市少年の主張大会(2名) 17日	環境委員会(長・副のみ) 16日 市少年の主張大会(5名) 17日 市P研究大会(11名) 24日	広報誌発行① 日 市少年の主張大会(3名) 17日
7月	夏休み巡回補導		地域活動(夏祭り)	朝の立哨① 1日 朝の立哨② 15日 愛の一声運動 6日 夏季特別巡回補導	委員会 7日 夏休み巡回補導	
8月				夏休み巡回補導	PTA環境整備作業 19日 PTA環境整備作業予備日 20日 夏休み巡回補導	
9月	第2回代議員会(含 本部役員会) 8日 会計監査(学年会計) 28日	第2回代議員会 8日	第2回代議員会(含 地区長会) 8日	第2回代議員会(長 or 副のみ) 8日 朝の立証① 1日 朝の立哨② 15日	第2回代議員会(長 or 副のみ) 8日	第2回代議員会(長 or 副のみ) 8日 市広報担当者交流会(2名) 2日
10月			R6PTA本部役員選出活動	朝の立哨① 1日 朝の立哨② 15日 愛の一声運動 日		
11月	R6PTA本部役員選考委員会 ※選出除外申請書提出の場合 2日 県PTA研究大会(1名) 3日 R5年度PTA本部役員選考会 26日	R6PTA本部役員選考委員会 ※選出除外申請書提出の場合 2日	R6PTA本部役員選考委員会 ※選出除外申請書提出の場合 2日 R5年度地区役員選考会 26日	朝の立哨① 1日 朝の立哨② 15日	市青少年育成シンポジウム(10名) 18日	
12月	第3回代議員会(含 本部役員会) 15日	第3回代議員会 15日	第3回代議員会(含 地区長会) 15日	第3回代議員会(長 or 副のみ) 15日 朝の立哨① 1日 朝の立哨② 15日 愛の一声運動 7日	第3回代議員会(長 or 副のみ) 15日	第3回代議員会(長 or 副のみ) 15日
1月	PTA役員新旧引継会 26日		PTA役員新旧引継会 26日	朝の立哨① 1日 朝の立哨② 15日 PTA役員新旧引継会 26日	PTA役員新旧引継会 26日	PTA役員新旧引継会 26日
2月	第4回代議員会(含 本部役員会) 16日	第4回代議員会 16日	第4回代議員会(含 地区長会) 16日	第4回代議員会(長 or 副のみ) 16日 朝の立哨① 1日 朝の立哨② 15日 愛の一声運動 日	第4回代議員会(長 or 副のみ) 16日	第4回代議員会(長 or 副のみ) 16日 広報誌発行② 日
3月	R6第0回代議員会(含 本部役員会) 15日 会計監査(学年会計) 5,21日 卒業式 8日 ※制服等リユース活動	R5第0回代議員会 15日	R5第0回代議員会(含 地区長会) 15日 会計監査(PTA会計) 22日	R5第0回代議員会(長 or 副のみ) 15日 朝の立哨① 1日	R5第0回代議員会(長 or 副のみ) 15日	R5第0回代議員会(長 or 副のみ) 15日

令和5年度 西可児中学校 P T A 会計決算書

＜収入の部＞

項 目	令和5年度予算	令和5年度決算	増 減	備 考
P T A 会費	1,131,500	1,128,400	-3,100	3,100円×336名(保護者会員) 3,100円×28名(教職員) 計364名分
前年度繰越金	204,925	204,925	0	
雑 収 入	0	3	3	預金利息
合 計	1,336,425	1,333,328	-3,097	

＜支出の部＞

項 目	令和5年度予算	令和5年度決算	増 減	備 考
運営費 小計	40,000	8,598	-31,402	
内 訳				
総会費	10,000	0	-10,000	総会冊子用紙代等
事務費	5,000	0	-5,000	
連絡協議費	0	0	0	
旅 費	25,000	8,598	-16,402	役員出張旅費
活動費 小計	120,000	121,000	1,000	
内 訳				
生活委員会	0	0	0	
広報委員会	120,000	121,000	1,000	広報紙印刷費
環境委員会	0	0	0	
家庭教育学級	0	0	0	
地区長会	0	0	0	
補助費 小計	832,500	631,580	-200,920	
内 訳				
行事補助費	250,000	139,580	-110,420	卒業記念品、入学式・卒業式花代等
教育活動費	582,500	492,000	-90,500	音楽会会場費、PTA資源回収会計へ繰入、A E D維持補助費等、クイックアクト、加藤器
総務費 小計	343,925	368,988	25,063	
内 訳				
負担金	150,000	123,890	-26,110	P 連負担金、学校保健会会費、教育会会費
図書費	160,000	158,778	-1,222	『わが子の歩み』購入費、生徒用図書費等
慶弔費	30,000	50,620	20,620	御香料
会議費	0	0	0	
予備費	3,925	35,700	31,775	能登半島沖地震 募金
令和5年度への繰越金		203,162	-	
合 計	1,336,425	1,333,328	-3,097	

【残高の部】 (収入) (支出) (残高)
= 1,333,328 - 1,130,166 = 203,162

差引残高 203,162 円は 次年度に繰り越しさせていただきます。

上記の通り、報告いたします。

令和6年3月21日

P T A 会計

監査の結果、適正であったことを認めます。

令和6年3月22日

会計監査委員

令和5年度 資源回収 会計報告書

可児市立西可児中学校

収入の部

項目	単価(円)	数	金額(円)
繰越金	481,988	1	481,988
利息	2	2	4
東海機構岐阜大学	39,000	1	39,000
2・3月資源回収	16,180	1	16,180
資源回収12～3月市補助金	47,740	1	47,740
4,5月分資源回収	22,425	1	22,425
6,7月分資源回収	17,240	1	17,240
学校資源	1,250	1	1,250
資源回収4～7月市補助金	53,520	1	53,520
8,9月分資源回収	17,885	1	17,885
10,11月分資源回収	17,250	1	17,250
資源回収8～11月市補助金	45,400	1	45,400
PTA会計より	183,000	1	183,000
南帷子小資源回収より	140,337	1	140,337
制服リサイクル	30,000	1	30,000
12,1月分資源回収	15,840	1	15,840
合 計			1,129,059

支出の部

項目	単価(円)	数	金額(円)
ガソリン代	4,822	1	4,822
遮光ネット	15,642	1	15,642
掃除機	33,314	1	33,314
協友祭駐車場案内	22,680	1	22,680
軽トラガソリン代	4,240	1	4,240
軽トラガソリン代	8,357	1	8,357
タブレットアクセサリ	7,425	1	7,425
脚立	13,521	1	13,521
フィルム、ケース	15,472	1	15,472
トイレねじ	4,602	1	4,602
バレーボール	4,700	1	4,700
除草作業	71,680	1	71,680
レギュラーガソリン	4,000	1	4,000
春里小へ分配	79,213	1	79,213
南帷子小へ分配	79,213	1	79,213
東海機構岐阜大学引き落とし	39,000	1	39,000
名札プレート	4,080	1	4,080
グラウンドネット等	3,166	1	3,166
色紙	1,320	1	1,320
軽トラ税	29,640	1	29,640
有機石灰	2,700	1	2,700
草刈り機	42,203	1	42,203
保健用品	2,816	1	2,816
合 計			493,806

残高の部

収入合計 1,129,059円 - 支出合計 493,806円 = 635,253円
 残金635,253円はに繰り越します。

上記の通り会計報告いたします。

可児市立西可児中学校

PTA会計

監査

令和5年度 AED会計 会計報告書

可児市立西可児中学校

収入の部

項目	単価(円)	数	金額(円)
前年度繰越金	361,548	1	361,548
利息	1	2	2
令和5年度積立金	60,000	1	60,000
合 計			421,550

支出の部

項目	単価(円)	数	金額(円)
05.03.01～05.05.31分	7,590	1	7,590
05.06.01～05.08.31分	7,590	1	7,590
05.09.01～05.11.30分	7,590	1	7,590
05.12.01～06.02.28分	7,590	1	7,590
合 計			30,360

残高の部

収入合計 421, 550円 - 支出合計 30, 360円 = 391, 190円
 残金391, 190円はに繰り越します。

上記の通り会計報告いたします。

可児市立西可児中学校 校 長 吉田 竹虎 印

会計担当 石黒 智子 印

令和6年度 西可児中学校PTA専門委員会事業計画 ※変更する場合がありますことをご了承ください。

活動内容	本部役員会(5名)	代議員会(15名)	地区長会(7名)	生活委員会(9名)	環境委員会(26名)	広報委員会(7名)
	事業の計画 円滑な推進 会員相互の協力促進	規約第17条による任務の遂行(総会にかかわる決議機関)	地域への相互理解 役員の選出 地域との連絡役	校外補導 登下校の指導 通学路の点検	学校及び学習環境の充実と整備	会員及び地域の相互理解のための広報活動
4月	入学式・始業式 8日 第1回代議員会(含 本部役員会) 11日 PTA総会データ提案 25日	第1回代議員会 11日 PTA総会データ提案 25日	第1回代議員会(含 地区長会) 11日	春季特別巡回補導 第1回代議員会(長 or 副のみ) 11日 委員会 日	委員会 10日 第1回代議員会(長 or 副のみ) 11日	第1回代議員会(長 or 副のみ) 11日 市広報誌づくり講習会(2?)名 27日
5月	協友祭 24日		地域活動	朝の立証① 1日 愛の一声運動 9日 朝の立証② 15日		
6月	県P定期大会(1)名 13日 市P研究大会(2)名 22日			朝の立哨① 1日 朝の立哨② 15日	環境委員会(長・副のみ) 12日 市少年の主張大会(2)名 15日 市P研究大会(11)名 22日	市少年の主張大会(7)名 15日
7月	夏休み巡回補導		地域夏祭り	朝の立哨① 1日 愛の一声運動 4日 朝の立哨② 15日 夏季特別巡回補導	委員会 4日 夏休み巡回補導	
8月				夏休み巡回補導	PTA環境整備作業 17~26日 夏休み巡回補導	市広報担当者交流会 31日
9月	第2回代議員会(含 本部役員会) 5日 会計監査(学年会計) 日	第2回代議員会 5日	第2回代議員会(含 地区長会) 5日	朝の立証① 1日 第2回代議員会(長 or 副のみ) 5日 朝の立哨② 15日	第2回代議員会(長 or 副のみ) 5日	第2回代議員会(長 or 副のみ) 5日
10月	R7PTA本部役員選考委員会 3日	R7PTA本部役員選考委員会 3日	R7PTA本部役員選考委員会 3日	朝の立哨① 1日 愛の一声運動 3日 朝の立哨② 15日		
11月	県PTAフォーラム可茂地区大会(9日 R7年度PTA本部役員選考会 24日		R7年度PTA本部役員選考会 24日	朝の立哨① 1日 朝の立哨② 15日	市青少年育成シンポジウム(10)名 23日	
12月	第3回代議員会(含 本部役員会) 12日	第3回代議員会 12日	第3回代議員会(含 地区長会) 12日	朝の立哨① 1日 愛の一声運動 5日 第3回代議員会(長 or 副のみ) 12日 朝の立哨② 15日	第3回代議員会(長 or 副のみ) 12日	第3回代議員会(長 or 副のみ) 12日
1月	PTA役員新旧引継会 30日		PTA役員新旧引継会 30日	朝の立哨① 1日 朝の立哨② 15日 PTA役員新旧引継会 30日	PTA役員新旧引継会 30日	PTA役員新旧引継会 30日
2月	第4回代議員会(含 本部役員会) 13日	第4回代議員会 13日	第4回代議員会(含 地区長会) 13日	朝の立哨① 1日 愛の一声運動 6日 第4回代議員会(長 or 副のみ) 13日 朝の立哨② 15日	第4回代議員会(長 or 副のみ) 13日	第4回代議員会(長 or 副のみ) 13日 広報誌発行② 日
3月	R7第0回代議員会(含 本部役員会) 13日 会計監査(学年会計) 日 卒業式 日 ※制服等リユース活動	R7第0回代議員会 13日	R7第0回代議員会(含 地区長会) 13日 会計監査(PTA会計) 日	朝の立哨① 1日 R7第0回代議員会(長 or 副のみ) 13日	R7第0回代議員会(長 or 副のみ) 13日	R7第0回代議員会(長 or 副のみ) 13日

令和6年度 西可児中学校 P T A会計予算（案）

＜収入の部＞

項 目	令和6年度決算	令和6年度予算	増 減	備 考
P T A会費	1, 128, 400	1, 091, 200	-37, 200	3, 100円×323名（保護者会員） 3, 100円× 29名（教職員）
前年度繰越金	204, 925	204, 925	0	
雑 収 入	3	0	-3	預金利息
合 計	1, 333, 328	1, 296, 125	-37, 203	

＜支出の部＞

項 目	令和5年度決算	令和6年度予算	増 減	備 考
運営費 小計	8, 598	40, 000	31, 402	
内 訳				
総会費	0	10, 000	10, 000	総会冊子用紙代等
事務費	0	5, 000	5, 000	A4保存ファイル、封筒等
連絡協議費	0	0	0	
旅 費	8, 598	25, 000	16, 402	役員出張旅費
活動費 小計	121, 000	121, 000	0	
内 訳				
生活委員会	0	0	0	
広報委員会	121, 000	121, 000	0	広報紙印刷費
環境委員会	0	0	0	
家庭教育学級	0	0	0	
地区長会	0	0	0	
補助費 小計	631, 580	760, 000	128, 420	
内 訳				
行事補助費	139, 580	200, 000	60, 420	卒業記念品、入学式・卒業式花代等
教育活動費	492, 000	560, 000	68, 000	A E D維持補助費、資源回収補助金、音楽会会場費等
総務費 小計	368, 988	375, 125	6, 137	
内 訳				
負担金	123, 890	150, 000	26, 110	P連負担金、学校保健会会費、教育会会費
図書費	158, 778	160, 000	1, 222	『わが子の歩み』購入費、生徒用図書費等
慶弔費	50, 620	30, 000	-20, 620	御香料、供花代、お見舞い代
会議費	0	0	0	
予備費	35, 700	35, 125	0	
令和6年度への繰越金	203, 162		-	
合 計	1, 333, 328	1, 296, 125	-37, 203	

支払申請書について

下記、旅費・事務費についてお支払いしますので、「旅費支払/事務費支払申請書②」にて申請をお願いいたします。

旅 費…講演会などに出席した時の出張費・駐車場代 (総会要領PTA旅費規程参照)

コピー代…コンビニ等で印刷した場合は領収書もらう

ご自宅等で領収書が無い場合→1枚10円で自己申告

※学校でも印刷・コピーできます（日中いつでも可。ただし事前に学校に連絡）

消 耗 品…購入した場合、領収書もらう

1,000円以上の物品を購入する場合は、事前に会計までご連絡ください。

※出来るだけ1枚の申請書にて1年分をまとめて申請をお願いいたします。

●提出期限…第三回代議員会（R6年12月12日）※教務主任の瀬瀬先生までご提出下さい。

提出書面については、提出前に写真を撮って頂きまして、お支払いがされるまで控えとして保管願います。

●お支払方法

1,000円以上…年明けのPTA行事(代議員会時等)の際に随時お支払いいたします。

1,000円以下…お子さん経由でお支払い→「すぐーる」のアンケート機能にて受取確認いたします。

以上、宜しくお願いいたします。

令和6年度 学校・PTA等行事予定カレンダー 西可児中学校

4月		5月		6月		7月		8月		9月												
日	曜	生徒・職員関係	PTA・会議	曜	生徒・職員関係	PTA・会議	日	曜	生徒・職員関係	PTA・会議	曜	生徒・職員関係	PTA・会議									
1	月			水	道級指導教室開級式		土		木		日											
2	火			木	歯科健診AM(2-4・3年生・A組)		日		金		月	期末テスト										
3	水			金	憲法記念日		月	B週	水	2年生校外学習	土	中体連夏海大会 (~8月10日)	火									
4	木			土	みどりの日		火	中体連顧問会	木	妻の一声運動	日		水	B週								
5	金	入学式準備(午前)		日	こどもの日		水	内科検診(Dr. 柳沼)PM	金		月		木	PTA代議員会②								
6	土			月	振替休日		木	1,2年実力テスト① 教育相談期間 (二者懇談)	土		火	日直を替かない日	金									
7	日			火	A1週 3年実力テスト①		金	教育相談期間 (二者懇談)	日		水	日直を替かない日	土									
8	月	入学式・始業特別週		水	Q-Uアンケート①		土		木		木	日直を替かない日	日									
9	火	入学式予備日		木	妻の一声運動 原検査(2次)		日		金		金	日直を替かない日	月	A1週 教職リサーチ開始								
10	水	身体測定準備 1年→3年→2年		金	体力テスト		月	A2週 教育相談期間 (二者懇談)	水		土		火									
11	木		PTA代議員会①	土			火	教育相談期間 (二者懇談)	木		日		水									
12	金			日			水	教育相談期間 (二者懇談)	金	教育実習終了	月	山の日	木									
13	土			月	A2週	県PTA定期大会	木		土		火	日直を替かない日	金	教職リサーチ終了								
14	日			火	全国学業標準化分析 調査 初任者・講師事務所研 修(本校会場)		金		日		水	日直を替かない日	土									
15	月	NRT検査		水	心電図検査(1年)		土	少年の主張 可児市大会	可児市少年の主張 大会	月	海の日	木	日直を替かない日	日								
16	火	B週		木	歯科健診(Dr. 福田) AM(2-3・4年生)		日		火	A1週	金	日直を替かない日	月	敬老の日								
17	水			金	体力テスト予備日 内科検診(Dr. 浅野) PM 1年生		月		水		土		火	B週								
18	木	全国学力学習状況調査 (国・数) 歯科健診(Dr. 野村)AM		土			火		木		日		水									
19	金			日			水	修学旅行	金	授業終了日	月		木	3年実力テスト②								
20	土			月	B週 QU研修①		木	修学旅行	土		火		金									
21	日			火			金	修学旅行	日		水		土									
22	月	B週		水	内科検診(1年生)		土	中体連夏季総合 大会(~7月22日)	市PTA連 合会研究 大会	月	三者懇談	木	日									
23	火	命を守る訓練①		木	協友祭前日準備		日		火	三者懇談	金		月	秋分の日								
24	水			金	協友祭 (学校公開日)		月	A1週 教育実習開始 (~7月14日まで)	水	三者懇談 第1回学校保健安全 委員会	土		火	A1週								
25	木	学校公開日 検原 PTA総会		土			火		木	三者懇談	日		水									
26	金	自転車免許法令講習		日			水	市教研	金	三者懇談	月		木									
27	土			月	A1週		木		土		火		金									
28	日			火	協友祭予備日 検 原予備日		金		日		水		土									
29	月	昭和の日		水	内科検診(3-1・2・A組)		土		月		木	A1週 授業開始日	日									
30	火	A1週		木			日		火		金		月	A2週								
31				金					水		土											
合計授業日数		16		合計授業日数		21		合計授業日数		20		合計授業日数		14		合計授業日数		2		合計授業日数		19
累計授業日数		16		累計授業日数		37		累計授業日数		57		累計授業日数		71		累計授業日数		73		累計授業日数		92

10月		11月		12月		1月		2月		3月				
日	曜	生徒・職員関係	PTA・会議	生徒・職員関係	PTA・会議	生徒・職員関係	PTA・会議	生徒・職員関係	PTA・会議	生徒・職員関係	PTA・会議			
1	火			金		日		1 水元日	土		土			
2	水			土		月	A1週	2 木	日		日			
3	木	妻の一声運動 1年校外学習	PTA本部 役員選考会	日	文化の日	火		3 金	月	A1週	月	A1週		
4	金			月	振替休日	水	私たちの西可児 中発表会	4 土	火		火			
5	土			火	A1週 1,2年実力テスト②	木	妻の一声運動	5 日	水		水			
6	日			水	Q-U研修② 命を守る訓練②	金		6 月	木	妻の一声運動	木			
7	月	A1週		木		土	可児駅伝?	7 火	B週 授業開始日	金	学校公開日	金	卒業証書授与式	
8	火			金		日		8 水	3年生期末テスト	土		土		
9	水			土		月	A2週	9 木	4年生期末テスト	日		日		
10	木			日		火		10 金	命の日	月		月	A2週 三者懇談	
11	金	前期終業式		月	B週	水		11 土	火	建国記念の日		火	三者懇談	
12	土	可児地区中体連 駅伝大会		火		木	PTA代議 員会③	12 日	水	命を守る訓練③		水	三者懇談	
13	日			水		金		13 月	成人の日・命の日	木	1,2年生期末テ スト	PTA代議 員会④	木	三者懇談
14	月	スポーツの日		木		土		14 火	A1週	金	1,2年生期末テ スト		金	三者懇談
15	火	B週 後期始業式 全学年三者懇談		金		日		15 水		土		土	土	
16	水	全学年三者懇談		土		月	B週	16 木	ひとりだちを考 える日	日		日	日	
17	木	全学年三者懇談		日		火	3年実力テスト④	17 金		月	A2週	月	B週	
18	金	全学年三者懇談		月	A2週 校内賞賞向上研 修	水		18 土		火		火	火	
19	土			火		木		19 日		水	第2回学校保健安 全委員会	水	水	
20	日			水		金		20 月	A2週	木		木	春分の日	
21	月	B週 全学年三者懇談		木	開業祭(学校公開 日)	土		21 火		金		金	金	
22	火			金	教職プラクティス 終了	日		22 水		土		土	土	
23	水	3年実力テスト③		土	勤労感謝の日	月	B週	23 木		日	天皇誕生日	日	日	
24	木			日		火		24 金		月	振替休日	月	B週	
25	金	特支チャレンジ研 修		月	B週 3年生三者懇談 1,2年生二者懇 談	水		25 土	可児市小中美術 展 特支作品展	火	B週	火	火	
26	土			火	3年生三者懇談 1,2年生二者懇 談	木	授業終了日	26 日	可児市小中美術 展 特支作品展	水		水	修了式・離任式	
27	日			水	3年生三者懇談 1,2年生二者懇 談	金	日直を置かない日	27 月	B週	木		木	木	
28	月	A2週・教職プラク ティス開始		木	3年生三者懇談 1,2年生二者懇 談	土		28 火		金		金	金	
29	火			金	3年生三者懇談 1,2年生二者懇 談	日		29 水				土	土	
30	水	Q-Uアンケート②		土		月	日直を置かない日	30 木		PTA新旧 引継ぎ会		日	日	
31	木					火	日直を置かない日	31 金	入学説明会			月	月	
合計授業日数		22		合計授業日数	20	合計授業日数	19	合計授業日数	18	合計授業日数	18	3年合計授業日数 1,2年合計授業日数	5日 17日	
累計授業日数		114		累計授業日数	134	累計授業日数	153	累計授業日数	171	累計授業日数	189	3年総計授業日数 1,2年総計授業日数	194日 206日	

希望三者懇談期間

新PTA代議員会⑤

西可児中学校PTA規約

(第1章 名称)

第1条 本会は、西可児中学校PTAと称し、事務局を西可児中学校に置く。

(第2章 目的)

第2条 本会は、次の諸項を目的とする。

1. 学校と家庭が緊密に協力し、相互の理解を深める。
2. 生徒の福祉増進と心身の健全な育成を期することに努める。
3. 学校・家庭及び社会における生徒の教育環境の充実と改善に努める。
4. 保護者と教職員が生徒の幸福のため、お互いに研修に努める。
旅費規程はこれを別に定める。
5. 会員相互の親睦を図り、慶弔に際してはその意を表す。
慶弔規程はこれを別に定める。

(第3章 方針)

第3条 本会は、次の諸項を方針とする。

1. 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
2. 生徒青少年の福祉増進のための活動をする他の団体機関と協力する。
3. 特定の政党宗教に偏することなく、また営利行為は一切行わない。
4. 本会はいかなる場合も教育行政に干渉しない。
5. 本会は自主的なものであって、他のいかなる団体機関の支配や干渉を受けない。

(第4章 会員)

第4条 本会の会員は、次の通りである。

1. 正会員 (1) 学校に在籍する生徒の保護者
(2) 学校に勤務する教職員
2. 特別会員 正会員以外で本会の趣旨に賛同する人

(第5章 会計)

第5条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金・その他の収入によって充当する。

第6条 会費の額及び資金獲得の種類を決定する場合には、代議員会で決定し総会の承認を得なければならない。

第7条 会費は、年額3,100円とする。その内、500円は資源回収協力金として、資源回収事業会計とする。

第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(第6章 役員)

第9条 本会の役員は、次の通りとする。

1. 会長 1名 (保護者より1名)
2. 副会長 2名 (保護者より2名、うち1名は市子育て委員会に参加)
3. 書記 1名 (保護者より1名)
4. 会計 2名 (保護者より1名、教職員より1名)
5. 会計監査 1名 (地区長会 委員長)
6. 事務局 1名 (教頭)

役員の任期は1年とする。但し再選は差し支えない。

第10条 会長、副会長、書記、会計、事務局をもって本部役員会を構成する。

第11条 役員の選出は、次の通りとする。

1. 会長は正会員の中より選出し、代議員会において決定し、総会で承認を受ける。
2. 副会長は正会員の中より2名、うち女性1名を選出し、代議員会において決定し、総会で承認を受ける。1名は総会の司会を務める。
3. 書記、会計は正会員の中より選出し、代議員会において決定し、総会で承認を受ける。会計は学年会計監査を務める。
4. 会計監査は代議員会において決定し、総会で承認を受ける。

(第7章 役員の仕事)

第12条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括し各種の会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代理を務める。副会長のうち1名は市母親委員会に出席する。
3. 書記は本会の議事を記録・保管する。
4. 会計は本会の一切の会計事務を司る。
5. 会計監査はその年度の会計を監査しその結果を紙面にて総会で報告する。

6. 本会役員は会務執行の方針を企画する。

(第8章 地区委員)

第13条 地区委員の選出と任務は、次の通りとする。

1. 地区委員は各地区正会員の中より選出する。
2. 地区委員は各地区において本会の目的達成のための活動を行う。

(第9章 専門委員会)

第14条 本会に次の専門委員会を置き、地区委員はいずれかの委員会に属する。

1. 地区長会(委員長は当該年度の会計監査を兼務する)
2. 生活委員会
3. 環境委員会
4. 広報委員会

第15条 専門委員会ごとに委員長、副委員長を選出する。委員長、副委員長は活動計画の推進にあたる。

第16条 専門委員会は、本会の目的をめざして次のような活動に努める。

1. 地区内の連絡調整
2. 生徒の校外補導、不良物件の除去
3. 交通安全指導、降雪時に通学路の融雪剤をまく
4. 教育活動の充実と改善
5. 広報活動(広報委員作成の広報は年間二回とし、そのうち一回目は学級写真・職員写真を主とし、二回目は一年間の学校行事の紹介とする)
6. 会員の研修活動(学校公開日・学校行事などへの積極的な参加の啓発)
7. 学校行事と学級PTAの活動
8. 必要に応じ、その他の活動を設けることができる。

(第10章 代議員会)

第17条 代議員の選出と任務は、次の通りとする。

1. 代議員の構成は次の通りとする。
 - ① 各地区の地区委員の代表(地区長)
 - ② 生活、環境、広報の各委員会の正または副委員長(引継ぎの会は正副委員長2名の参加)
2. 代議員は事業計画、予算編成等、本会の運営に協力する。
3. 代議員会は総会にかわる決議機関である。
4. 2年連続の代議員は免除することができる。
5. 本部役員は今後代議員に選出されない。

(第11章 総会)

第18条 総会は、本会の共通確認・共通理解の場であり、全会員をもって構成される。

第19条 総会は、毎年1回(学年始め)とし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。なお、総会の議事進行において、報告等は紙面による提案でスリム化を図る。質疑については事務局(教頭)に問い合わせをする。周知すべきことは、後日紙面やすぐメールで報告する。

第20条 総会は、全会員の3分の1以上の出席を以て成立する。(委任状を含む) 会員の共通確認・共通理解の場であるので、各家庭から1名参加することが望ましい。

第21条 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、また、会員の3分の1以上の同意をもって要求があったとき招集する。

(第12章 顧問)

第22条 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は学校長及び前会長とし、任期は1年とする。
2. 顧問は会長の招集に応じ各会議に出席して意見を述べるができる。

(第13章 規約改正)

第23条 規約は代議員会の場で検討し、改正することができる。なお、改正の経緯については会員に報告する。

(第14章 付則)

第24条 会費の納入等の事務については別に定める。

本規約は、昭和54年5月9日より施行する。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 昭和55年4月30日規約改正 | 2. 昭和57年4月28日規約改正 |
| 3. 昭和58年4月28日規約改正 | 4. 平成3年4月28日規約改正 |
| 5. 平成5年4月17日規約改正 | 6. 平成7年4月22日規約改正 |
| 7. 平成12年4月22日規約改正 | 8. 平成13年4月28日文言の改正 |
| 9. 平成20年4月26日規約改正 | 10. 平成23年4月27日規約改正 |
| 11. 平成24年4月27日規約改正 | 12. 平成28年4月22日規約改正 |
| 13. 平成31年4月26日規約改正 | 14. 令和3年12月3日規約改正 |
| 15. 令和4年12月規約改正 | |

家庭教育学級については、教頭が顧問となり、会員から家庭教育学級生を募る。その中から、家庭教育学級の役員(学級長・副学級長・会計)を選出する。これまで行ってきた、高校見学はなくし、夏休み中などのオープンスクールに積極的に参加する。

西可児中学校PTA旅費規程

1. 目的

この規程は、PTA規約第2条第4項に定める活動に関し、PTA会員が出張した場合の旅費に関する事項を定めるものである。

2. 定義

この規程で旅費とは、燃料代、運賃等の実費相当額のことをいう。

3. 支給金額

- (1) 旅費は、次の表に定める区分により、燃料代、運賃等を負担した会員に支給する。

おおよその直線距離	支給金額	主な該当地域
5km未満	200円	可児市内、美濃加茂市
～10km未満	400円	御嵩町、川辺町、富加町、坂祝町
～20km未満	700円	八百津町、七宗町、多治見市、土岐市、各務原市、関市、美濃市
～30km未満	1,000円	白川町、瑞浪市、岐阜市、名古屋市
～40km未満	1,400円	東白川村、恵那市、大垣市

- (2) 西可児中校区内の出張、会議については、支給対象外とする。

- (3) 上記以外の場合は、本部役員が協議し支給する。

4. 旅費の請求

旅費は所定の手続きにより、実績に基づき支給する。

ただし、やむを得ない場合は、前渡しする。

5. 規程の改正

この規程は、代議員会の3分の2以上の賛成をもって改廃することができる。

6. 付則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

1. 平成25年4月1日より規程改正

西可児中学校PTA慶弔規程

1. 目的

西可児中学校PTA規約第2条5項に基づいて、会員の慶弔及び傷病見舞いについて基準を定めるものである。

2. 方法

- (1) 会員、生徒、学校職員が長期にわたって療養する場合には、傷病見舞いをする。見舞金等については、その都度本部役員会で協議決定する。

- (2) 会員等の死亡に対しては、以下の規程による。

① 会員、生徒の場合は、会員の代表が淋し見舞いをする。会員、生徒の代表が会葬、生花一基（学校とあわせて一対）香典5,000円を供える。

② 学校職員の一親等の場合は、代表が会葬し、生花一基と香典5,000円を供える。

③ 上記以外の公職関係者等の場合は、その都度本部役員会で協議決定する。

- (3) 会員が災害にあった場合は、以下の規程による。

① 会員、生徒の被災に対する見舞いは本部役員会で協議決定する。災害状況によっては代議員会にはかり、全会員に対し見舞いの金品の供出を要請する。

② その他、必要な場合は本部役員で協議決定する。

3. 規程の改正

この規程は、代議員会の3分の2以上の賛成を得て改廃することができる。

4. 付則

この規程は、平成22度4月1日より施行する。

岐阜県PTA見舞金給付会について

(会員配付用)

①見舞金給付とは

- PTAが主催・共催する活動中に、偶然かつ急激かつ外来的に起きた傷害等に対して、お見舞金を給付するために設立されている会です。



②損害賠償責任保険にも加入しています。

- PTAが主催・共催する活動中に、その管理や運営に不備があり、他人の身体や財物に損害を与え、PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合、委託保険会社から保険金が支払われます。

③災害や事故が発生した場合、速やかに報告書の提出(FAXによる送信)を

- 傷害事故や賠償責任事故が発生した場合の報告書は、被災者自身ではなく被災者が所属するPTA会長となっていますが、実務は教頭先生にお願いしています。災害発生時は、速やかに報告書の提出をお願いします。

④傷害に対する給金の種類・賠償責任事故に対する保険金の種類

- 傷害に対しては、①通院見舞金 ②入院見舞金 ③手術見舞金 ④後遺障害見舞金 ⑤死亡弔慰金を給付します。
- 賠償事故の場合、①対人 ②対物 ③借用物 に対し、委託保険会社から直接保険金が支払われます。



⑤給付金や保険金の決定(審査会)

- 見舞金や弔慰金等の給付額については、『岐阜県PTA見舞金給付会手引(毎年、各学校に配布)』及び『岐阜県PTA連合会のHP』に掲載しています。そちらを是非ご参照ください。
- 見舞金給付については、岐阜県PTA連合会の特別委員会である「審査会(定期的開催)」で、給付額等を審査・決定する仕組みになっています。
- 賠償事故については、保険金額の決定や支払等の対応すべてを委託保険会社に委託しています。

⑥事故発生から給付(支払)までの流れ

- ① PTA主催・共催活動直後には、事故(傷害事故・賠償責任事故)の有無を必ず確認してください。
- ② 傷害事故、賠償事故があった場合、速やかに報告書を作成し、FAXでお送りください。(報告期限を過ぎると給付できません。)
- ③ FAX受信後、今後の手続きなどを文書(メールまたはFAX)でお知らせします。
- ④ 治療が完了した場合、速やかに『給付申請書』等の必要書類を郵送してください。
- ⑤ 見舞金は、PTA名義の口座に振り込みます。同時に給付通知も郵送します。
- ⑥ 賠償事故に場合の保険金は、委託保険会社から直接、ご指定の口座に振り込まれます。



【詳しくは、『岐阜県PTA連合会のホームページ』をご参照ください。】



どうしよう！

PTA活動中にケガをしたら…

こんなときは、PTA会長さんや教頭先生にお知らせください。
お見舞金がいただけるかも…。

PTA親子奉仕作業中
に骨折した。

PTA主催の資源回収活動
中、使っていた刃物で指を切
った。

学校の運動会后、テントの片
付け作業中、支柱が頭に当た
り、けがをした。

親子ふれあい活動の縄跳び
でアキレス腱を痛め、手術
を受けて入院した。

PTA主催バレーボール交流
会で、足首を痛めた。

●賠償責任保険にも加入しています。

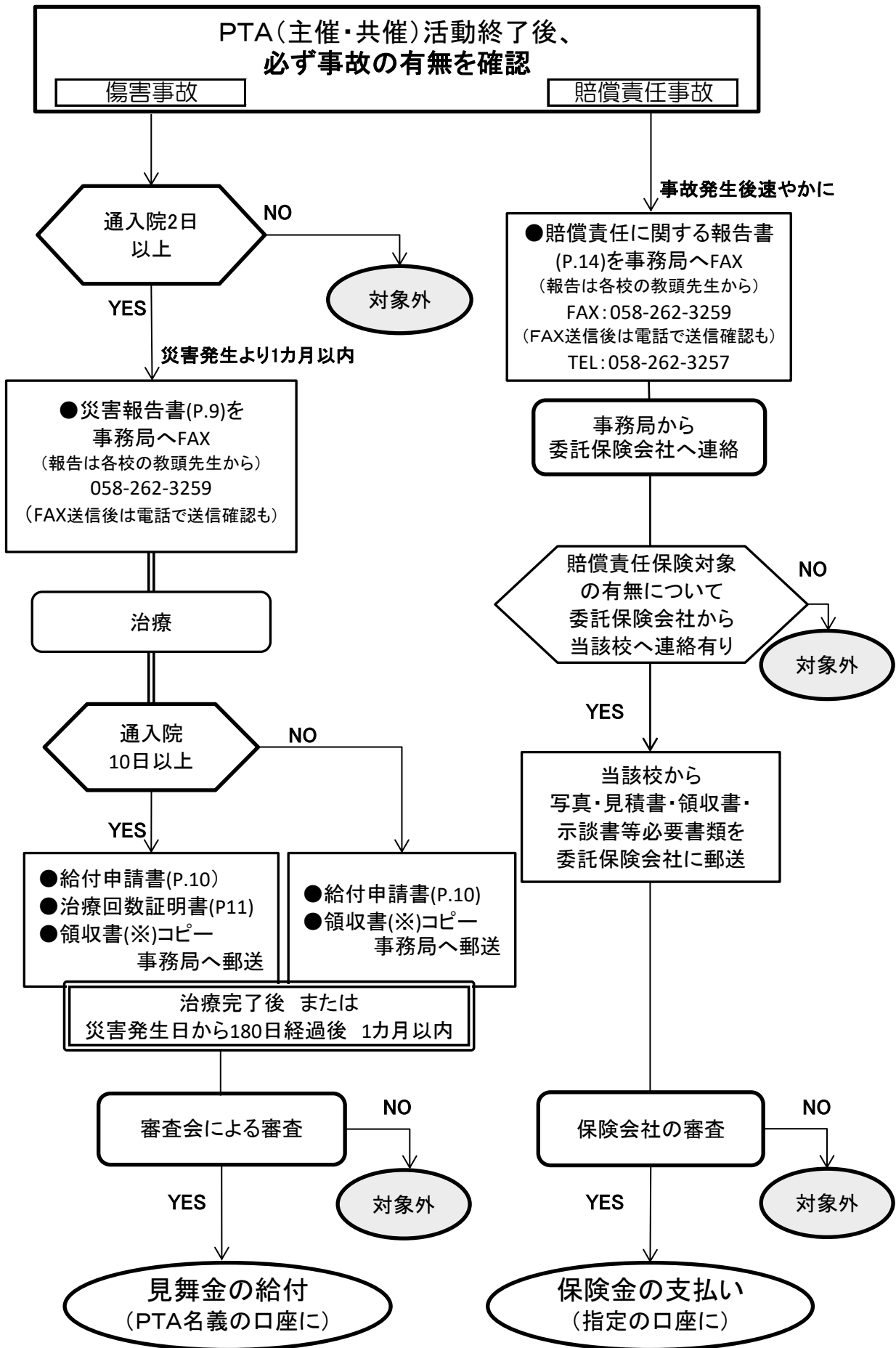
PTA主催の学校環境整備作業で木
の枝を切っていたら、隣接工場の屋根
を壊してしまった。

給付対象とならない場合や、給付が制限される場合もありますが、
ぜひPTA会長さんや教頭先生にご相談ください。

岐阜県PTA見舞金給付会

TEL 058 (262) 3257 FAX 058 (262) 3259

事故発生から給付までの流れ



※児童生徒の場合、窓口支払のない場合は、0円領収書または診療報酬明細書

岐阜県PTAで作る

わが子のあゆみ

個人購読募集

早く届いてゆっくり読める個人購読を!



お母さん、うちも一冊ほしいね!

そうね、ゆっくり読めるわね!

お父さん、いっしょに読もうよ!

どねどね...

親子で、読んで
会話がはずむ!

子育て情報機関誌

令和6年度の特集内容(予定)

特集(予定)

7月号 「子ども食堂」ってどんな所?

9月号 「定期大会講演」(前編)

11月号 「定期大会講演」(後編)

1月号 データと科学で証明する

3月号 続・親子でサイエンス!

「子ども食堂」ってどんな所?

「子ども食堂」を理解することは、命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現のための学びを深めると共に、私たちPTA会員が、地域社会の中で生き方を考える一助となるものと考え、その取組を特集します。

哲学者・教育学者。早稲田大学院教育学研究科博士課程修了。博士(教育学)。

著書には、『どのような教育が「よい」教育か』『勉強するのは何のため?』『教育の力』『「自由」はいかに可能か』『「学校」をつくり直す』『ほんとうの道徳』など多数。現熊本大学大学院教育研究科准教授の菅野一徳さんによる定期大会での講演を特集します。

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「データと科学で証明する」ここまでわかった家庭教育

「わが子のあゆみ」で出会った《心に残る言葉》

- ◇夢を追って人生を楽しんでいる親の姿を見せつつ子ども達の夢や目標を応援していきたい。(子育て半生記 7月号)
- ◇話しかけられて嫌と思う人なんて誰もいない。今からでも色々な人に話しかけ関わっていかう。(子の思い 7月号)
- ◇きっと100個が完成したら「娘へ」よりも、私自身の宝物になっていそうです。(親の願い 7月号)
- ◇ありがたいの気持ちを言葉で伝えれば、きっとたくさんの笑顔が返ってくる。(みんなで家庭教育 9月号)
- ◇「思いを寄せる」とは、相手のことを理解したいと願い、関心を寄せることであり、自ら謙虚さをもって関わっていくこと。(みんな、いっしょに 9月号)
- ◇私が母に愛して貰ったように、私もたくさんの愛を絵本を通して伝えていきたい。(リレーエッセイ 9月号)
- ◇お疲れ様、私。頑張ってるね。今日も幸せだったなあ。(子育て半生記 11月号)
- ◇100の家庭があれば、100通りの子育てがあって当然。(親の願い 11月号)
- ◇子どもたちの笑顔のために周りの大人が、常に「笑顔」であることを忘れない。(教育の窓 1月号)

◆1冊200円、年5冊発行(1,000円)。お申込みは各学校のPTA担当の先生。

◆お問い合わせは岐阜県PTA連合会事務局 ☎058(262)3257

県内各PTAの皆様へ

～『学校理解とよりよい自分育ち』のために～

「早く届いて、ゆっくり読める」個人購読をお勧めしています。

1冊200円・年(5回発行)1000円

各単位PTA	会長	各位
各単位PTA事務局	担当者	各位
各都市PTA	会長	各位
各都市子育て委員会	代表	各位
各都市PTA事務局	担当者	各位

私たち岐阜県PTA連合会では、家庭と学校が地域の方々とともに子どもたちの健やかな成長を願って、子育て情報誌「わが子のあゆみ」を7月から翌年3月までの奇数月に発行しています。

多くの学校では、PTA会費でご購入いただき、クラスや地域単位で回覧購読がなされていますが、「次の方に気遣いして、ゆっくり読めない」のが実情のようです。そこで、回覧の場合には7人以下で1冊を、回覧をしていないPTAでは、10～15%の個人購読申し込みをお勧めしています。

「わが子のあゆみ」は72年前の昭和26年に創刊された、全国でも唯一PTAの手で発行している「学校理解と自分育ち」の子育て情報誌です。一人でも多くの皆様に読んでいただくために、各都市のPTA会長会でご協議を願っています。「わが子のあゆみ」を読んで、心豊かな親になりましょう。

岐阜県PTA連合会

岐阜県PTA連合会発行の子育て情報誌



「わが子のあゆみ」で出会った《心に残るステキな言葉》

- ◇夢を追って人生を楽しんでいる親の姿を見せつつ、子ども達の夢や目標を応援していきたい。(子育て半生記 7月号)
- ◇話しかけられて嫌と思う人なんて誰もいない。今からでも色々な人に話しかけ関わっていこう。(子の思い 7月号)
- ◇きっと100個が完成したら「娘へ」よりも、私自身の宝物になっていそうです。(親の願い 7月号)
- ◇ありがたいの気持ちを言葉で伝えれば、きっとたくさんの笑顔が返ってくる。(みんなで家庭教育 9月号)
- ◇「思いを寄せる」とは、相手のことを理解したいと願い、関心を寄せることであり、自ら謙虚さをもって関わっていくこと。(みんな、いっしょに 9月号)
- ◇私が母に愛して貰ったように、私もたくさんの愛をこれからも絵本を通して伝えていきたい。(リレーエッセイ 9月号)
- ◇お疲れ様、私。頑張ってるね。今日も幸せだったなあ。(子育て半生記 11月号)
- ◇100の家庭があれば、100通りの子育てがあって当然。(親の願い 11月号)
- ◇子どもたちの笑顔のために周りの大人が、常に「笑顔」であることを忘れない。(教育の窓 1月号)



お父さんも
お母さんも

読んでね!

1冊200円 年間5冊1,000円

個人購読募集

岐阜県PTA連合会発行の子育て情報誌

わが子のあゆみ

「わが子のあゆみ」で出会った《心に残るステキな言葉》

- ◇夢を追って人生を楽しんでいる親の姿を見せつつ、子ども達の夢や目標を応援していきたい。
(子育て半生記7月号)
- ◇きっと100個が完成したら「娘へ」よりも、私自身の宝物になっていそうです。(親の願い7月号)
- ◇ありがたいの気持ちを言葉で伝えれば、きっとたくさんの笑顔が返ってくる。(家庭教育9月号)
- ◇「思いを寄せる」とは、相手のことを理解したいと願い、関心を寄せることであり、自ら謙虚さをもって関わっていくこと。
(みんな、いっしょに9月号)
- ◇お疲れ様、私。頑張ってるね。今日も幸せだったなあ。
(子育て半生記11月号)
- ◇100の家庭があれば、100通りの子育てがあって当然。
(親の願い11月号)
- ◇子どもたちの笑顔のために周りの大人が、常に「笑顔」であることを忘れない。(教育の窓1月号)



購読申込票

☆1次募集

5月13日(月)まで

☆2次募集

7月16日(火)まで

☆各学校のPTA担当の先生まで提出してください。

園児
年 組 児童・生徒氏名

わが子の あゆみ

年間5冊分(7月・9月・11月・1月・3月)
1,000円(税込)をそえて申込みます。

保護者
氏 名

令和6年4月1日

各PTA会員様

可児市PTA連合会
会長 岩井 淳
可児市立西可児中学校
PTA会長 国尾 道代

可児市PTA連合会ケータイ・ネットに関する家庭のルール指針について

日頃より、PTA活動につき格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、可児市PTA連合会では子どもたちを犯罪やイジメから守るために「ケータイ・ネットに関する家庭のルール指針」を制定しています。

また、昨今はゲーム機がネット接続可能となるなど、さまざまな機器から有害情報に近づく危険性が広がってきており、子どもたちが被害を受ける可能性も高まっています。

大切なのは、持たせる前に親子で「してはならないこと」などを話し合うことです。本来ならば子どもたちにスマートフォン等を持たせたくないのですが、それぞれの家庭の事情もあるかと存じます。その際には、当指針を元に「親子一緒に」ルールを考え、使用に際しては常に子どもたちを見守るなど、配慮をお願いします。

なお、この指針は以下の要件を前提とします。

1. **本当に危険であるのは、メールであること。**（有害サイト等へつなく危険性よりも、メールによるいじめや子ども同士のメール交換の方が問題である）
2. **保護者に、単年度ではなく、継続して学習してもらう必要があること。**
3. **与えるのは保護者であり、保護者に責任があること。**
4. **学校へ持っていくことは禁止されていること。**
5. **この指針は、保護者に対して提示するものであり、この指針を元にそれぞれの家庭で話し合ってください、それぞれの家庭におけるルールをつくってもらいたいと考えていること。**

☆もしも、困ったことが起こったら・・・

- ① お近くの警察署へ相談（可児警察署 61-0110）
- ② **サイバー犯罪110番（受付フォーム） - 岐阜県公式ホームページ (gifu.lg.jp)**
<https://www.pref.gifu.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=26&check>
電話相談は「県警安全相談室」（#9110）へ

ネット接続機器に関する家庭のルール指針

～親子で考え、親子で守ろう家庭のルール～

1. 食事中は使用しません。
2. ネット接続機器の使用場所や時間の約束を守ります。
3. 人の迷惑になるような場所での使用や『ながらスマホ』をしません。
4. フィルタリングをかけて使用し、危険性のあるサイトへは接続しません。
5. 心当たりのない SNS やメールにアクセスしません。また、不審なメール（送信者不明のメールや知らない人からのメール）が来たときは、速やかに保護者に報告します。
6. 学校へは持ち込みません。
7. ブログやプロフ、メールなどに友だちの悪口を書き込むなど、他人を傷つけるような使い方はしません。
8. 自分や友だちの氏名、住所、電話番号などを掲示板などに公開しません。
9. SNS やメールによるいじめなど、トラブルや心配ごとがあったらすぐに保護者や先生に相談します。

※ 上記の家庭のルール指針を参考にして各家庭で話し合い、わが家のルールを決めましょう。

わが家のルール

1.
2.
3.

不登校の子どもたちへの支援

スマイリングルーム（可児市教育支援センター）

●ねらい

学校に行きたくても行けない子どもたちが自分を見つめ、生活の力を高める中で、社会的に自立ができるように支援します。



●支援

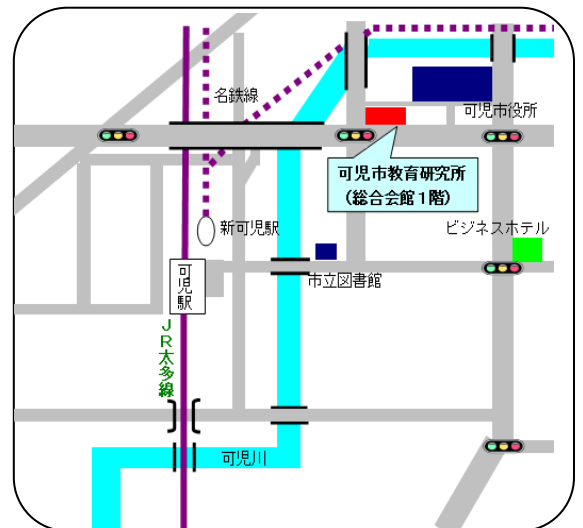
- ① 「心の居場所」を作ります。
- ② 様々な活動を通して、自主性と自発性を育成し、対人関係の力を高めます。
- ③ スケジュールに合った生活・学習ができる力を身に付けます。

●開設時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後2時45分
※午前だけの通室、午後だけの通室、一日過ごすなど状況に応じて対応します。
※水曜日は「チャレンジ登校日」

●活動内容

学習活動 創作・表現活動 体験活動
運動・レクリエーション 仲間づくりの活動



相談活動

発達、親子関係、不登校、いじめ、学校生活や学習、進路、生活習慣などに関する相談を受け付けます。

●心の相談電話

相談時間 月曜日～金曜日
午前9時～午後4時



教育相談ころの電話

(0574)63-2444

●「発達と教育の相談会」

月に1回、一般的な教育相談から発達障がいなどについて、医師や専門の相談員が相談に応じます。会場は、可児市教育研究所です。

相談日は、原則として毎月第3水曜日の午後1時30分から3時30分です。

申し込みは、直接電話していただくか、学校にご相談ください。

●臨床心理士によるカウンセリング（要予約）

日時、場所等については、教育研究所の担当者にご相談ください。

可児市教育研究所

(0574)63-4841

岐阜県可児市広見1-5 総合会館1階

～家庭で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ～

三行詩募集

家族の会話やコミュニケーションからはぐくまれる絆や家庭のルール、「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣づくりなどの家庭教育の大切さや命の大切さをテーマとした「三行詩」を募集します。家庭での日常のやりとりや、学校や地域での出来事をもとに家族で話し合ったことを、三行程度の短文で表現してみましょう！

応募の方法

■募集期間

令和6年5月20日（月）～ 9月3日（火）

■募集対象

小学生、中学生、保護者、教職員等

■選考

優秀作品を選考委員会で選定し、表彰状を贈呈します。

■応募方法

三行詩（短文）、氏名、年齢(学年)、学校名、住所、電話番号を記入し、下記の応募先へ提出してください。



応募先

■お子さんが在籍する学校のPTAへ提出

■学校PTA担当の方へ：

応募作品は、各学校PTAで取りまとめて、期日までに、選考の上岐阜県PTA連合会へ提出してください。

締切り：9月13日（金）⇒ 岐阜県PTA連合会で審査・表彰

優秀作品は、来年度日本PTAへ応募

主催

公益社団法人 日本PTA全国協議会

後援

文部科学省 こども家庭庁 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

「楽しい子育て全国キャンペーン」
 ～家庭で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ～

三行詩応募用紙

ふりがな		学 年	年 齢	性 別	
氏 名					
電 話		募集対象 ○印を付けて下さい。		小学生	中学生
				一般	(保護者、教職員等)
住 所	〒				
学 校 名 <small>※保護者がお応募される場合はお子さんの学校名</small>					
三 行 詩 <small>※短文を意味するもので三行には限らない。 俳句のようなものでも可。</small>					

※この応募用紙に記入して、以下に提出してください。

※この用紙にご記入いただいた個人情報につきましては、本事業の実施のみ利用させていただきます。

※応募いただいた作品の著作権・使用权については(公社)日本PTA全国協議会が所有するものとします。

応募先

◆お子さんが在籍する学校のPTA等

